

令和5年度募集要項<タイプC>震災特例

第1 募集概要

I 申込資格

岩手県内に住所を有する者の子女で、高等学校（専攻科、中等教育学校の後期課程並びに特別支援学校の高等部を含む。）又は専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）の第1学年から第3学年に在学する生徒であって、学業、人物とも優秀で、かつ、健康であって学資の支弁が困難な者でなければならない。

<奨学金貸与規程（抄）>

奨学金の貸与を受けることができる者は、次の1及び2のいずれにも該当する者、又は3に該当する者とする。

- 1 岩手県内に住所を有する保護者等（県外に一時避難している場合を含む。）である家計支持者が東日本大震災津波等により被災したことに起因する次のいずれかの事由により高等学校等への修学が困難となった生徒
 - (1) 家計支持者の居住する家屋の全壊・大規模半壊・半壊・全焼・半焼
 - (2) 家計支持者の死亡、行方不明
 - (3) 家計支持者の勤務先等が被災したことによる家計急変（収入が3分の2程度以下に減少）
- 2 次のいずれかの奨学金事業等の貸与または給付を受けていない者（P.3 IV参照）
 - (1) 都道府県による貸与型奨学金事業
 - (2) 東日本大震災津波により被災した高等学校等の生徒に対する、都道府県による給付金型事業（一時的な支援を行う給付金等を除く。）
- 3 その他、学校長が特に必要と判断し、岩手育英奨学会長が上記1(1)～(3)と同程度と認める者で、上記2に該当する者

II 採用の種類及び申込書類の提出

1 震災特例採用

- (1) 採用予定人数 採用枠制限なし。
- (2) 新規採用申込期限 令和5年7月7日(金) 必着
※やむを得ず期限到来後に申込者がいた場合は、必ず当会に連絡してから申請してください。
- (3) 貸与継続希望奨学生の書類提出期限
令和5年7月7日(金) 必着
※書類が提出されない場合は貸与を中止します。

- 2 奨学金貸与開始月 全員 令和5年9月（令和5年4月分まで遡って貸与）

3 必要書類

対 象 者		必 要 書 類
(1) 新規申請者全員		奨学生願書・住民票謄本（世帯全員記載※マイナンバー不要）・家計支持者（父と母両方、又はそれに代わる者）の令和5年度（前年中）市町村民税所得課税証明書（全部記載）
申請理由別添付書類	家屋の全壊・大規模半壊等	(1) 申出書 (2) り災証明書（写し可）
	家計支持者の死亡等	(1) 申出書 (2) 戸籍抄本等事実が確認できる書類
	家計支持者の収入減	(1) 申出書 (2) ①～②のいずれか ① <u>収入減が継続していることが確認できる書類</u> 平成23年度（平成22年中）から令和5年度（前年中）までの13年分の所得証明書（所得証明書が取得できない年度分は確定申告書の写し、又はそれに代わる書類） ② 天災融資法の適用を受け、経営資金等の融資を受けた場合は、貸付証書の写し
	その他学校長が必要と判断する者	(1) 申出書 (2) 家屋の損傷による理由の場合は、り災証明書 (3) 家計支持者の収入減の場合は、上記家計支持者の収入減による書類
対 象 者		必 要 書 類
(2) 貸与継続奨学生		タイプC奨学金現況報告書兼継続願、住民票謄本（世帯全員記載※マイナンバー不要）、家計支持者（父と母両方、又はそれに代わる者）の令和5年度（前年中）市町村民税所得課税証明書（全部記載）

Ⅲ 奨学金の貸与月額・貸与期間

1 貸与月額

区 分	公 立	私 立
自宅通学	18,000円	30,000円
自宅外通学	23,000円	35,000円

(注) 1 自宅外月額の貸与を受ける者(「別記2 自宅外月額について」(P. 10～11参照))は、審査のうえ認定する。

2 タイプA・B・Dとの併給はできません。タイプA・BからタイプC震災特例への変更は可能です。

2 貸与期間

令和5年4月から令和6年3月まで。この奨学金は、事業が継続される場合は審査後に貸与期間を延長する。延長する場合は最短修業年限までとする。

Ⅳ 申込書類の提出

申込者に「奨学生願書」(以下「願書」という。)の必要事項を正確に記入させるとともに、記入事項、捺印(本人・連帯保証人)を確認し、「り災証明書」等と一緒に提出させ、本会へ提出する。

タイプCの奨学金貸与希望者は、願書に本会のタイプA、タイプB又はタイプDの奨学金の貸与状況、東日本大震災により被災した高等学校等の生徒に対する都道府県による給付金等事業(一時的な支援を行う給付金等を除く。)である「いわての学び希望基金奨学金等」を受けていないこと、個人情報の授受の同意について記入する。「一時的な支援を行う給付金等」とは、教科書等購入費等給付事業、被災地生徒運動部活動支援事業、被災地児童生徒文化活動支援事業などである。

Ⅴ 推薦上の注意

本会へ申込書類を提出するに際しては、推薦基準により、奨学生としての資格を十分調査判定のうえ推薦するものとする。

なお、課程・学科については、「**I 申込資格 (P.1)**」の項に該当するものであれば、全日制・定時制・通信制のどの課程・学科に在籍していても推薦して差し支えない。

Ⅵ 申込書類の審査

1 本会での選考にあたっては、願書その他の申込書類に不備があるもの、不審と思われるものは照会し、その回答により選考のうえ採否を決定する。

採否については、書類審査等により選考し、その結果については在学学校長を経由して本人に通知する。

2 本会からの照会事項については、調査のうえ定められた期限までに回答する。

3 推薦基準を満たしていない者の「願書」は、学校に返却するものとする。

4 推薦基準を満たした者は、「**誓約書・奨学金振込口座届**」及び「**奨学金返還誓約書**」を本会の定められた期限までに提出する。その際、連帯保証人2名(原則として、1名は保護者等、もう1名は62歳以下の独立した生計を営んでいる者)の届け出が必要である。

なお、証明書類として印鑑登録証明書、令和5年度(前年中のもの)市町村民税県民税所得課税証明書(全部記載)を添付する。ただし、もう1名の連帯保証人については、保証能力がない非課税世帯の者は認められないので注意する。

Ⅶ 採用決定

- 1 採用決定の通知時期は、本会での願書締め切り後およそ1か月である。
- 2 採用決定通知の際、採用者には「**奨学生証**」を交付する。

Ⅷ 奨学金の交付

奨学金の交付は、「奨学金返還誓約書」及び「誓約書・奨学金振込口座届」の提出があった奨学生に対し、令和5年9月から開始し、令和5年4月分まで遡って交付する。初回交付以後は原則として2か月に1回、2か月分ずつ「誓約書・奨学金振込口座届」で届けられた奨学生本人名義の預金口座（岩手銀行のみ）に振込む方法で行うものとする。

なお、特別の事情のあるときは、3か月分以上を合わせて交付することがある。

また、振込日（「**奨学生のしおり**」に記載）に変更がある場合は、学校へ通知する。

Ⅸ 奨学金の返還、返還猶予及び返還免除

1 奨学金の返還

- (1) **奨学金は貸与であり、貸与終了後は規定にしたがって返還しなければならない。**

なお、この奨学金は、卒業後の奨学生の向こう1年間の収入見込額が基準収入額を下回り、所定の「奨学金返還免除願」及び関係書類を提出した場合は、返還が全額免除される。(P.13 参照)

奨学生は、次の各号のいずれかに該当し、奨学金の貸与が終了したときは、「借用の明細」を提出しなければならない。提出方法等は貸与終了時に通知する。

- ア 高等学校等を卒業したとき
- イ 奨学金の貸与を廃止されたとき
- ウ 退学したとき
- エ 奨学金の貸与を辞退したとき

- (2) 返還は貸与終了後、当該事由の発生した日から6月後の日を起算日として最大14年以内に貸与された奨学金全額を返還する。

返還方法は、「月賦」又は「月賦・半年賦併用」のいずれかを選択し、岩手銀行本支店の口座からの引落しによる。

- (3) 奨学金の返還を怠ったときは、延滞利息（延滞期間6月ごとに2.5%）が課せられる。

2 奨学金の返還猶予

- (1) 在学中、奨学金を必要としなくなったときは奨学金を辞退させる。引き続き在学する場合は「奨学金返還猶予願」の提出により卒業時まで返還が猶予される。
- (2) 卒業後上級学校に進学したときは、「奨学金返還猶予願」の提出により卒業時まで返還が猶予される。
- (3) 収入基準を超えた場合等の事由により返還が免除とならなかった場合、卒業後、災害、傷病又はその他真にやむを得ない事由によって返還が困難になったときは、願い出により返還が猶予される。

3 奨学金の返還免除

- (1) 本人の高校・大学等卒業後の向こう1年間の収入見込額が「返還免除基準収入額」を下回り、卒業後、6か月以内に所定の「奨学金返還免除願」（様式第T17号）及び関係書類を提出した場合、返還が免除される。(P.13 参照)
- (2) 本人が死亡又は精神若しくは身体の機能に著しい障がいを生じて労働能力を喪失し及び破産した場合、その返還未済額の全部又は一部について返還不能となったとき、その他特に必要があるときは、願い出によりその全部又は一部の返還を免除することがある。

第2 推薦方針

社会に有用な人材の育成に資するとともに、教育の機会均等に寄与するため、健康であって学資の支弁に困難があると認められる者を推薦すること。

推薦にあたっては、人物及び健康の基準を総合的に判定し、適格者を選考すること。その際、次の点に留意すること。

- 1 本人についてはもちろん、家庭の事情などを総合的にみて、途中で学業を放棄することがないと思われる者であること。
- 2 父母（又はこれに代わる者）が、奨学金の趣旨を理解し、**将来の奨学金返還の義務等**についても**父母の立場から責任を自覚していること**。
- 3 推薦にあたっては、学校の設置した奨学生推薦のための機関（委員会等）に諮って決定すること。

第3 推薦基準

I 基準

1 人物について

学習活動その他校内校外の生活全般を通じて態度・行動が生徒にふさわしく、意志が強く、将来良識ある社会人として活動できる見込みがあること。

※ 「**態度・行動が生徒にふさわしく**」とは、校内・校外の生活を通じて、規律を重んじ、向学心に富み、意志が固く、かつ、道徳的悪傾向（虚偽・利己・放逸・怠惰・無責任等）がないと認められることを意味する。

※ 「**良識ある社会人**」とは、一般的な意味のほか、奨学金返還についても十分な責任感があると認められる者を意味する。

※ 人物については、選考委員・学校長・担任教員等による面接所見、その他学校における諸記録、生徒指導要録等を参照して総合的に判定する。

2 健康について

健康診断等により、心身が健康で修学に十分耐え得る者と認められること。

※ 学校において行う健康診断等により、健康上の事由により修学上支障があるか否かを基準として判定し、修学上支障のない者を推薦するものとする。

ただし、身体に障がいのある人については、修学上支障がなければ推薦して差し支えないが、不登校など、学習意欲が低く奨学生としてふさわしくない者は推薦しないこと。

3 学資の支弁に困難がある程度について

家計支持者の所得の年額が、別表の収入基準額以下であること。

＜奨学金取扱要綱（抄）＞

第4 推薦要項

I 家計判定について

1 世帯人員の認定

世帯人員の認定（申込時の状態で行うものとする。）は次による。

ア 同居・別居を問わず、本人と生計を一にする家族は同一世帯員とする。

イ 次の場合は、同一の住居に居住していなくても、同一世帯員とする。

a 家計支持者が、出稼ぎ又は勤務地の関係で別居しているとき。

b 修学又は病気療養等のため一時別居しているとき。

c 主として扶養している別居の祖父母。

- d その他上記のいずれかと同様の状態にあるとき。
- ウ 別居独立している兄弟姉妹及び生計を一にしない別居の祖父母が記入されている場合は、同一世帯員としない。
- エ 「本人が特別の事情にある人」又は「県知事から委託されている人に養育されている人」である場合は、同一住居に居住していても、その世帯に属さない者とみなすことができる。ここでいう「特別の事情にある人」とは、2親等内の親族のうち、父母及び祖父母がなく、本人以外は20歳未満の兄弟姉妹だけの世帯構成のものをいう。
ただし、20歳以上の兄弟姉妹でも就学者及び長期療養、心身に障がいがある等のため経済力のない人は20歳未満として扱う。
- オ 事情により家庭（両親又は家族）と絶縁状態及びそれに準ずるような場合は、本人を単独生計者として取り扱うことができる。

2 所得金額、特別控除額及び認定所得金額

ア 所得金額

家計支持者の金銭・物品などの1年間の収入金額から必要経費を控除した金額をいう。その算出方法は、家計支持者の所得について、所得の種類別に次の3及び4により算出した金額を合計するものとする。

イ 特別控除額

上記の**所得金額**から控除することを認められる金額をいう。

その算出は「別表1 特別控除額表」(P.16)によるが、適用については「5 特別控除額算定上の注意」(P.8)を参照する。

ウ 認定所得金額

上記アの**所得金額**からイの**特別控除額**を控除した残りの金額を所得金額とみなし、これを**認定所得金額**という。

3 所得（収入）の種類別による所得金額の算定

ア 給与所得（収入）

俸給・給料・賃金・役員報酬・歳費・賞与及び青色申告の専従者給与（白色申告の専従者控除分も含む。）及びこれらの性質を有する給与等（年金（恩給・老齢年金・遺族年金等を含む。）及び扶助費・傷病手当金等を含む。）の収入金額（源泉徴収票等という支払金額）から「別表3」(P.17)に掲げる算式により算出した控除額を控除した金額を**所得金額**とする。

なお、収入金額を基にして次の計算式によって直接所得金額を求めることができる。

給与所得の計算式

(計算表は「参考1 給与所得金額早見表 (P. 18~19)」を参照)

- ① 収入金額が 329 万円以下の場合には所得金額を 0 円とする。
- ② 収入金額が 330 万円以上 400 万円以下の場合 …収入金額×0.8－263 万円＝所得金額
- ③ 収入金額が 401 万円以上 878 万円以下の場合 …収入金額×0.7－223 万円＝所得金額
- ④ 収入金額が 879 万円以上の場合 …………… 収入金額－486 万円＝所得金額

(注) 1 収入金額及び所得金額は万円未満を切り捨てて適用する。

2 同一人で2つ以上の収入源があって、いずれも給与所得の場合は、収入金額を合算したあと万円未満を切り捨てて所得金額を算出する。

3 同一人で2つ以上の収入源があって、給与所得と給与以外の所得の場合は、給与所得についてのみ上記計算式により所得金額を算出する。

イ 事業【商業、工業、林業、水産業】所得 (収入)

売上 (収入) 金額から必要経費として売上原価と営業経費とを差し引いたものを所得金額とする。

なお、売上原価には仕入れ分のうち、在庫として残っている分 (たな卸資産) は含まない。

また営業経費とは、雇人費・専従者給与・減価償却費・業務にかかる租税公課等、収入を得るための必要経費をいう。

ウ 農業所得 (収入)

農作物の収入金額 (粗収入) のほか、養蚕・牛・馬・豚・鶏等農作物以外の収入及び副業収入がある場合には、その収入金額を、すべて前記の収入金額 (粗収入) に加算して収入金額の合計 (総粗収入) を算出し、これから、必要経費 (専従者給与を含む。) として、肥料、種苗、蚕種、家畜、家きんの飼料、動力機の燃料等 (収入を得るために実際に消費した分) の購入費を差し引いたものを所得金額とする。この所得金額には自家消費分も含めるものとする。

エ その他の所得 (収入)

開業医・弁護士・著述業・公認会計士・外交員・税理士等) によって収入を得ている場合及び利子、配当、家賃、賃間代、地代、内職収入、生活保護法による扶助費、失業給付金等の収入の場合で、それぞれの収入を得るための必要経費 (専従者給与を含む。) を要したときは、収入金額からその必要経費を差し引いたものを所得金額とし、必要経費のないものは収入金額を所得金額とする。

4 所得金額算定上の注意

所得金額は、本人の父・母、又はこれらに代わって家計を支えている者の所得金額を算定する。(父母共に所得がある場合は父母ともに家計支持者とし、それぞれの所得金額を算出し、合算した額を「所得金額の合計額」とする。)

ア 所得金額は、申込時の前年1年間 (令和4年1月～令和4年12月) の収入金額を基礎として算定する。算定にあたっては、市町村が発行する「令和5年度市町村民税県民税所得課税証明書 (全部記載)」により行う。

イ 令和4年の中途又は令和5年に新たに就職、転職 (開業・転業・勤務先変更等も含む。) 等により収入源に変動があった者については、次により申込時現在の状態で算定する。

a 給与所得者の場合、勤務先の年収見込証明書又は月収証明書をもって申込みの年 (令和5年1月～12月) の収入金額を推算する。推算が困難な場合は、「年収＝月収×12」として算定しても差し支えない。

- b 給与所得者以外の場合、願書に申込時の家庭事情、家計の状況、年収見込等を記入させ、かつ、本人に直接事情をただしたうえ、正確な申込みの年（令和5年1月～12月）の収入金額を推算する。
- c 上記a、bにより推算した収入金額を令和4年分の収入金額とみなし、必要経費（給与所得の場合は、「別表3」（P.17）に掲げる算式により算出された控除額。）と特別控除額を差し引いた残額を**認定所得金額**とする。
- ウ 申込時現在失業している場合は、失業前の職業による収入は所得金額に算入しない。ただし、失業給付金受給中（受給予定を含む。）の場合は、受給額（見込額を含む。）を収入とみなし、所得金額に算入する。
なお、失業前の月収、失業の年月、現在の生活費の出所及び月額、健康状態、就職の見通し等を考慮して推薦の可否を判断する。
- エ 令和4年に生産手段（田・畑・店舗等）に被害を受けたため、収入が減少している場合は、被害を受けなかったものと仮定して所得金額を算出する。（次項「5 特別控除額算定上の注意」参照。）
- オ 住宅建設、その他の借財による返済金は必要経費としての控除は認めない。
- カ 商業・工業・林業・水産業・農業、その他の事業所得の場合、専従者給与（専従者控除分も含む。）は、必要経費に加算して所得金額を算出するものとする。
- キ 所得金額に万円未満の端数が生じたときは、その端数の金額は切り捨てる。
- ク 売上（収入）金額から必要経費を控除した額（所得金額）がマイナスとなる場合は0（ゼロ）とする。

5 特別控除額算定上の注意

所得金額から控除できる特別控除額は、「別表1 特別控除額表」（P.16）によるが、それぞれ該当する特別の事情を下記により認定のうえ適用する。なお、特別控除の適用については、申込時の状態で行うものとする。

- ア 「**就学者**」の控除は、次のとおりとする。
 - a 小学校・中学校以外については、設置者（国公立・私立）別、通学形態（自宅・自宅外）別に控除するものとする。
 - b 申込者本人については、別に「別表1 特別控除額表」（P.16）の「**区分B**」で控除するので「**区分A**」での控除は行わない。
 - c 大学通信教育部及び大学院の学生は大学学生分として、高等学校通信制の生徒は高等学校生徒分として、控除の対象とすることができる。
 - d 放送大学に在学する全科履修生は、私立大学学生分として控除の対象とするが、科目履修生・選科履修生は控除の対象とすることはできない。
 - e 高等学校・大学（短期大学を含む）・高等専門学校**の専攻科生及び別科生**については、それぞれ高等学校生徒、大学学生、高等専門学校学生に相当するものとして控除の対象とすることができる。
 - f 専修学校専門課程に在学している生徒は控除の対象となるが、専修学校一般課程に在学している生徒及び各種学校（予備校等）に在学している者については控除の対象としない。
- イ 「**母子・父子世帯**」の控除は、世帯の構成が次に該当する場合に適用する。
 - a 母又は父と18歳未満の子女の世帯。
 - b 母又は父と18歳未満の子女及び60歳以上で経済力のない（年間所得金額が50万円以下のものをいう。）祖父母の世帯。
 - c 18歳未満だけの子女の世帯。
 - d 祖父母と18歳未満の子女の世帯。
 - e 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子女の世帯。

f 配偶者のいない兄弟と18歳未満の子女及び60歳以上で経済力のない祖父母の世帯。

(注1) 18歳以上の修学者及び長期療養、心身に障がいのある等のため経済力のない人は、18歳未満の子女として扱う。

(注2) 祖父母及び兄弟には、それぞれ一方だけの場合も含む。

(注3) 父又は母の行方不明が民生委員等の証明により確認できる場合は、母子・父子世帯として差し支えない。

ウ 「障がいのある人」の控除の対象は、次のとおりとする。

a 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により、交付を受けた身体障害者手帳に身体に障がいがあると記載されている人、又はこれに準ずる人。

b 公害疾病の認定を受けた人で、かつ、当該公害による身体上の障がいのある人。

c 原子爆弾によって被爆した人で身体の機能に障がいのある人。

d 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある人、若しくは知的な障がいのある人と判定される人。

e 常に就床を要し、複雑な介護を要する人。

なお、障がいのある人の更正医療費で次頁オのa～gに該当する支出については「**長期に療養を要する人**」の控除も受けることができる。

(注) 「障がいのある人」の控除の対象の認定は次のとおりとする。

i aの「準ずる人」の範囲

(ア) 傷病者特別援護法第4条の規定により、戦傷病者手帳の交付を受けている人。

(イ) 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を申請中である人。

(ウ) 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けていない人でも、「身体障害者福祉法別表」の範囲の身体上の障がいがあることが明らかな人。

ii 公害疾病…「公害健康被害補償法施行令第10条及び第20条に規定する指定疾病の種類に応じて環境庁長官が定める基準」に該当する人。

iii 精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある人若しくは知的な障がいのある人…精神上の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある人については医師等の証明のできるもの、知的な障がいのある人については児童相談所、知的な障がいのある人のための更正相談所、精神衛生センター若しくは精神衛生鑑定医の判定により知的な障がいがある人であることが明らかな人。

iv 常に就床を要する人…介護されなければ自分で排せつができない程度以上の人で、6か月程度以上状況が継続している事実が明らかな人。

エ 「**家計支持者が別居している世帯**」の控除は、別居のために特別に支出している金額とし、住居費、光熱水道費、家具・家事用品の実費に限る。

(注1) 別居している家計支持者の収入金額は、世帯へ送金してくる金額を計上するのではなく、家計支持者の収入のすべてをその世帯の収入金額として計上し、別居のため特別に支出している金額のみを改めてここで控除する。

(注2) 別居している家族への扶養送金は、控除の対象とならない。

オ 「**長期に療養を要する人**」の控除は、申込時現在において6か月以上にわたる期間療養中の人又は療養が必要と認められる人とする。控除額は申込時までの支

出金額を基礎として今後の療養見込期間を考慮し、年間の療養期間に見合った支出金額を算出する。

控除の対象とする費目は次のとおりとする。ただし、健康保険等により医療給付を受ける金額及び損害賠償等により補てんされる金額は除く。

- a 医師又は歯科医師に対して支払う診療代、治療代。
 - b 病院、診療所へ入院するために支出する費用。
 - c あんま師、はり師、きゅう師、柔道整復師等の治療を受けるために支出する費用。
 - d 看護人に対して支払う費用。(看護人に対する賄い費を含む。)
 - e 治療又は療養のため支出する医薬品代。
 - f 病院、診療所へ通院するために支出する交通費。(必要不可欠と認められるものに限る。)
 - g 介護保険により受けた介護サービスの自己負担金。
- カ 「火災、風水害又は盗難等の被害を受けた世帯」の控除は、申込みの前年から申込時まで被害を受けたため、将来支出が増大したり収入が減少したりして長期(2年以上。以下同じ。)にわたり著しく困窮状態に置かれると認められる場合のみに限る。(火災・風水害等については、タイプA「第5 緊急採用」で対応できる場合もある。)

ただし、被害を受けなかったものと仮定したときの認定所得金額が収入基準額を著しく超えている世帯は、推薦の対象としないことを原則とする。

控除額は原則として次のとおりとするが、保険・損害賠償等により補てんされた場合は控除から除く。

- a 日常生活を営むために必要な資材に被害を受けた場合は、最低限度の衣料・家具の購入費、修理費等とする。
- b 生産手段(田・畑・店舗等)に被害を受けた場合は、長期にわたって収入減を予想される年間金額とする。

(注) 単に被害額や復旧費をそのまま控除するのではないことに注意する。

なお、所得税の雑損控除を受ける場合は、その額を控除して差し支えない。

6 家計の判定

ア 家計の判定は、収入基準額と認定所得金額とを対比して行い、認定所得金額が収入基準額を超える場合は推薦することができない。ただし、収入基準額を超える場合であっても、申込時から6か月以内に定年等により退職が明らかな場合は推薦することができる。

なお、家計の特例推薦に該当する者は推薦して差し支えない。

イ 上記アの収入基準額は、「別表2 収入基準額表」(P.16)に掲げる額のうち、その世帯人員に対応する額とする。

第5 自宅外月額

貸与月額には、自宅月額と自宅外月額がある。

下記の「1 自宅外月額の基準及び認定要項」に該当し、自宅外月額を希望する者は自宅外月額が貸与される。それ以外の者は自宅月額となる。

なお、自宅外月額の者が「自宅外月額の基準」に該当しなくなった場合、又は自宅外月額を希望しなくなった場合は、自宅月額に減額される。

1 自宅外月額の基準及び認定要項

(1) 自宅外月額の基準

- ア 自宅外月額願出の月現在、現に自宅外から通学している者
- イ 自宅から通学している者で「特別の事情にある者」

(2) 認定要項

- ア 前項の自宅とは、本人と生計を一にする家族の住所をいう。
なお、転勤等の関係で家計支持者が、一時的に家族と別居している場合は、その家族の住所を自宅とみなす。
- イ 自宅外から通学している事実は、原則として願書及び源泉徴収票「写」又は確定申告書（控）の「写」等に記載された住所により、本人及び自宅の住所を確認のうえ認定する。
なお、次の a～c の場合については、それぞれの方法によって確認すれば住所の証明書による確認の必要はない。
 - a 高等学校等生徒指導要録等により本人の住所を確認した場合
 - b 全寮制高校入学者、離島・山村辺地に自宅のある者等、明らかに自宅通学が不可能な事実を学校長が確認した場合
 - c 外国人について、住民票がない場合本人からの聴取により本人及び自宅の住所を確認した場合
- ウ 自宅から通学している者で、特別の事情にある者とは、本人が「特別の事情にある人」「県知事から養育を委託されている人に養育されている人」又「単独生計者」と認められる者をいう。（「1 世帯人員の認定」(P.5) 参照）

2 自宅外月額の手続

前記「**自宅外月額の基準**」に該当し、自宅外月額の貸与を希望する者は、下記により願出することとする。

- ◎ 申込時から自宅外月額となる者…… 「奨学生願書」で自宅外月額を希望する。
- ◎ 採用決定後に自宅外月額となる者… 「異動届（奨学金貸与月額変更願）」を提出。

(1) 提出書類

「奨学生願書」又は「異動届（奨学金貸与月額変更願）」

(2) 自宅外月額の貸与始期

- ア 新規に採用された者は、奨学生採用の貸与始期とする。
ただし、採用決定通知後1か月以上経過した後に「異動届（奨学金貸与月額変更願）」が提出された場合は、本会が届出を受理した月の翌月分から（移動した日が月の初日の場合はその月分から）を自宅外月額の貸与始期とする。
- イ 自宅通学から自宅外通学に通学状況等の変更があった者は、通学状況等の変更があった月とする。
ただし、自宅外月額の届出が通学状況等の変更があった月から1か月以上経過して本会に提出された場合は、本会が届出を受理した月を自宅外月額の貸与始期とする。

(3) 自宅外月額の決定及び差額の交付

自宅外月額が決定したときは、その旨を通知するとともに、自宅外月額に増額した月分からの差額を次期振込日に交付するので学校から本人へ連絡をする。

<自宅外月額を貸与中の者が、自宅月額になる場合の取り扱い>

- ◎ 「**自宅外月額の基準**」に該当しなくなった場合、又は自宅外月額を希望しなくなった場合は、速やかに「**異動届（奨学金貸与月額変更願）**」を提出させること。
- ◎ 自宅月額の貸与始期は、通学状況等の異動した月の翌月分（異動した日が月の初日のときはその月分）からとする。又、自宅外月額の貸与を希望しなくなった場合

は、原則として、異動届（奨学金貸与月額変更願）により「奨学金の減額」が学校に提出された月の翌月分（学校に提出された日が月の初日のときはその月分）からとする。

第6 奨学生願書の作成

I 奨学生願書

- 1 奨学生願書については、奨学金案内『奨学金を希望する皆さんへ』の「奨学生願書の書き方」どおり正しく記入されているかどうか点検する。
- 2 記入漏れ、判読困難などの不備のある願書は、判定材料を欠くものとして選考から除外されることがある。
- 3 採用決定後でも、記入内容が故意に事実と相違して記入されていることが判明した場合には、「採用取消」とするので、ありのままを記入するよう指導する。
- 4 申込者の記入した事項を点検して、その記入事項に誤りがあるときは、申込者に訂正させたいうへ、訂正印を押させるか、又は点検者が朱書訂正する。
- 5 「氏名」は本名を記入するよう指導する。

II 金額欄の記入等

- 1 ①～⑤は、推薦基準「3 学資の支弁に困難がある程度について」（P.5）及び推薦要項「I 家計判定について」（P.5）の該当事項を参照して算定した額を記入する。
- 2 ⑦～⑮は控除の種類ごとに、「5 特別控除額算定上の注意」（P.8）及び「別表1 特別控除額表」（P.16）を参照して算定した額を記入し、合計を⑯「控除額合計」に記入する。

所得から差し引かれる金額⑫～⑮の特別控除を行う場合は、募集通知に添付の「奨学金申込み時に提出する所得証明書類のII 特別控除に関する提出書類」により確認のうえ控除する。

- 3 ⑰「認定所得金額」は、⑥から⑯を差し引いた額を記入する。
※差し引いた額が－（マイナス）になる場合は、そのままマイナスで記入する。
- 4 ⑱世帯人員及び収入基準額は次にしたがって記入する。
ア 世帯人員は、推薦要項「I 家計判定について」の1（P.5）によって認定した人員数を記入する。
イ 上記アの世帯人員数により、「別表2 収入基準額表」（P.17）の該当する金額を記入する。

（注） ⑰の認定所得金額が⑱収入基準額以下でなければ申込みできない。

III 学習成績、所見欄の記入

- 1 下記事項に留意して中学校から送付される生徒指導要録抄本、高等学校等の生徒指導要録等により記入する。各所要事項欄に記入のないものは、判定材料を欠くものとして選考から除外されることがあるので注意する。
ア 「所見」は、願書にあらわれないことで特記すべきことを記入する。特に、学力の特例推薦該当者の場合は、推薦所見に順位を記入すること。また、学習成績の評定について文章記述する場合は、必ずその所見を具体的に記入する。
イ 「自宅外月額」学校認定欄は、「1 自宅外月額の基準及び認定要項」（P.10）により認定する。
- 2 申込者は連帯保証人と連署した願書を学校長に提出して推薦を受けることになっている。したがって、学校長名の記入もれ及び職印もれのないよう特に注意する。

第7 「誓約書・奨学金振込口座届」「奨学金返還誓約書」の作成

誓約書について

誓約書は、岩手育英奨学会の奨学金の貸与及び返還にあたり、連帯保証人2名とともに岩手育英奨学会奨学金貸与規程及びその他の諸規程に定める事項を遵守し、奨学生としての責任と誇りを持ち、返還の重要性を理解し返還することを確約してもらうことを目的としており、誓約書の提出のない者は、奨学金の貸与を受けることができない。

I 誓約書欄

- 1 採用候補者決定後に「誓約書・奨学金振込口座届」「奨学金返還誓約書」と一緒に配付する「記入注意事項」に基づき、正しく記入するよう指導する。
- 2 毎年、所得確認後に貸与決定となるため、「奨学金返還誓約書」の借用金額は、最初の貸与年度に貸与予定年度分の借用金額を記載するものとする。ただし、貸与額が増額となる場合は再度提出する。なお、返還額は貸与終了時に提出する借用の明細（実際の貸与額が記載されるもの）により返還する。
- 3 記入もれ、間違いはないか点検する。
- 4 連帯保証人（2名）の選定は正しいかを点検する。
連帯保証人1名は、原則として父母とする。父母がいない場合は兄弟、おじ、おば等とする。もう1名は別住所で、独立した生計を営む62歳以下の保証能力のあるものとする。非課税世帯の者は認められないので注意する。
ただし、保護者等以外の連帯保証人が付けられない事情がある場合は当会に相談してください。
- 5 捺印もれが無いかを点検する。

II 奨学金振込口座届欄

- 1 用紙と一緒に配付する「記入注意事項」に基づき、正しく記入するよう指導する。
- 2 必ず奨学金申込者本人名義の普通預金口座（総合口座を含む。）を記入する。

※ 取扱金融機関は岩手銀行のみ。

第8 奨学金の返還免除について

この奨学金は、本人の高校・大学等卒業後の向こう1年間の収入見込額が下記に掲げる「返還免除基準収入額」を下回り、卒業後、6か月以内に所定の「奨学金返還免除願」（様式第T17号）及び関係書類を提出した場合、返還を全額免除されます。

ここでいう関係書類とは、雇用主が発行する「雇用証明書」をいいます。

勤務先から証明書をもって、公益財団法人 岩手育英奨学会に提出してください。

なお、勤務先から雇用証明書が発行されない事情がある場合は、本会にご連絡ください。

「返還免除基準収入額」は次のとおりです。

最終卒業学校	返還免除基準収入額
高等学校、専修学校（高等課程）、特別支援学校（高等部）を卒業した場合（進学者を除く）	340万円
短大・高等専門学校、専門学校、専修学校（専門課程及び一般課程）、各種学校に進学し卒業した場合	380万円
大学に進学し卒業した場合	420万円

※返還免除基準収入額は、毎年見直されます。

別記 在日外国人の申込資格

在日外国人のうち下記の「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年5月10日法律第71号）」第3条に規定する法定特別永住者及び「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第320号）」第2条の2に規定する別表第2による在留者で、表外の◎印に該当する者及び※印に該当する者のうち◎印に準ずると認められる者は、申込資格がある。

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第3条

（法定特別永住者）

第3条 平和条約国籍離脱者又は平和条約国籍離脱者の子孫でこの法律の施行の際次の各号の一に該当しているものは、この法律に定める特別永住者として、本邦で永住することができる。

1 次のいずれかに該当する者

イ 附則第10条の規定による改正前のポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律（昭和27年法律第126号）（以下「旧昭和27年法律第126号」という。）第2条第6項の規定により在留する者

ロ 附則第6条の規定による廃止前の日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法（昭和40年法律第146号）（以下「旧日韓特別法」という。）に基づく永住の許可を受けている者

ハ 附則第7条の規定による改正前の入管法（以下「旧入管法」という。）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

2 旧入管法別表第2の上欄の平和条約関連国籍離脱者の子の在留資格をもって在留する者

出入国管理及び難民認定法 別表第2

	在留資格	本邦において有する身分又は地位
◎	永住者	法務大臣が永住を認める者
※	日本人の配偶者等	日本人の配偶者若しくは民法（明治29年法律第89号）第817条の2の規定による特別養子又は日本人の子として出生した者
◎	永住者の配偶者等	永住者の在留資格をもって在留する者若しくは特別永住者（以下「永住者等」と総称する。）の配偶者又は永住者等の子として本邦で出生しその後引き続き本邦に在留している者
※	定住者	法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者

〒020-8570

盛岡市内丸10-1

公益財団法人岩手育英奨学会

☎・Fax 019-623-2050

ホームページ <http://www.iwate21.net/ikuei-syougaku/>